



申告会場へ来場する場合のお願い

医療費控除の明細書と収支内訳書は事前に記入していただくとスムーズにご案内できます。

申告時の持ち物

※この表は一例です。
不明な点は市役所税務課または巻税務署までお問い合わせください。

対象項目	持ち物・必要書類	備考
申告者全員	マイナンバーなどの本人確認ができる書類	前年、市・県民税の申告をした人には、1月下旬に市・県民税申告書を発送
給与・年金所得者	源泉徴収票	1年間に受給したすべてのもの
営業・農業・不動産所得者	収支内訳書（記入済みのもの）	—
一時所得者・雑所得者	収入および経費の分かる書類	—
社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料(※1)などの支払証明書	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の「納入済額のお知らせ」は1月下旬に発送(※2)
医療費控除 (領収書の添付は不要)	医療費控除の明細書(記入済みのもの)・医療費通知書・おむつ使用証明書(※3)など	領収書の内容は、事前に医療費控除の明細書へ記入が必要
生命保険料控除	保険料の支払証明書	—
地震保険料控除	保険料の支払証明書	—
障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書(※4)など	—
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除申告書・年末残高等証明書	適用1年目の人は、巻税務署またはe-Taxで申告
寄附金控除	寄附金の証明書など（ふるさと納税の場合は、特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書でも代用可能）	【要注意】ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人でも、他の控除などのため申告する人は証明書が必要
所得税の還付申告者	振込を希望する預貯金口座が分かるもの	申告者本人名義の口座に限る

※1 国民年金保険料に関する問合せ 三条年金事務所 ☎ 0256・32・2239

※2 「納入済額のお知らせ」に関する問合せ 収納課 管理係（市役所2階3・4番窓口）☎ 77・8155

※3 医師の発行する「おむつ使用証明書」以外でも、次の①②の両方に該当する人には申請により市が証明書を発行します。
①介護保険主治医意見書で、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1～C2である。
②介護保険主治医意見書で、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。
注）認定期間によっては、証明書の発行の対象にならないことがあります。

※4 基準日時点で介護認定を受けていて、一定要件に当てはまる人へ、1月末に「障害者控除対象者認定書」を送付しました。（身体障害者手帳1級・2級等をお持ちの人には送付しません）。なお、令和6年中に燕市へ転入した人は申請が必要です。

※3・4 問合せ 長寿福祉課 介護保険係（市役所1階28～30番窓口）☎ 77・8177

マイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告！

確定申告には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のe-Taxが便利です。申告期間中は、24時間いつでも自宅から利用できるため、申告会場に行かずに確定申告ができます。さらに、還付申告をe-Taxで申告した場合、書面の申告と比べて早く還付されます。

マイナポータル連携でさらに便利！

マイナポータル連携により申告に必要な各種証明書などのデータを一括取得することで、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報など入力の手間が省けます。



マイナポータル連携はこちら

問合せ ●確定申告などに関する内容

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

「確定申告特集」はこちら▶

●e-Tax・作成コーナーの操作などに関する内容

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎ 0570・01・5901（土・日曜日・祝日を除く）



税の申告はお早めに！

●問合せ 税務課 市民税1係（市役所2階5・6番窓口）☎ 77・8142

申告会場① 市役所1階 つばめホール

●問合せ

税務課 市民税1係 ☎ 77・8142

日程	受付時間
2月17日(月)～3月17日(月) 土・日曜日・祝日を除く	午前8時30分～午後4時
3月2日(日)	午前8時30分～11時

※期間中は税務課窓口での申告相談はできません。

申告相談の注意点

- 番号券は市役所1階つばめホールでは午前8時10分ころから、ホームページでは午前8時20分ころから配付します。
- スペース確保のため、立ってお待ちいただくことになります。
※番号券配付時間より早くお越しになるのはご遠慮ください。
- 呼び出し後、30分以内に来場がない場合は、受付を取り消すことがあります。
- 混雑状況に応じて、受付時間内でも受付を終了する場合があります。
- 記入済みの所得税申告書は、申告期間中、申告会場および税務課窓口に提出できます。申告書の用紙は、2月初旬から2月14日(金)までは税務課窓口前に、2月17日(月)から3月17日(月)までは申告会場に用意しています。
- 市ホームページで番号券を取得した人は、申告会場の受付で自身の番号が表示されたスマートフォンなどを係員に提示してください。パソコンで受付した場合は、番号が写った画面を印刷もしくは写真撮影してお持ちください。

例年同様、申告相談会場の混雑が予想されます（最長4時間待ち）。待ち時間なしで提出できる郵送提出にご協力ください。

また、令和7年度申告より前年中に収入がなかった人は、市・県民税申告書の電子送信ができるようになりました。ぜひご利用ください。

ホームページ受付
はこちら▶



は▶電子送信
はこちら



ちの▶郵送提出
はこちら



申告会場② 巻税務署2階 会議室（新潟市西蒲区巻甲4265）

●問合せ

巻税務署 ☎ 0256・72・2355

★次のいずれかに当てはまる場合は「巻税務署」で申告・相談をしてください

- ① 土地建物や株式の譲渡所得、先物取引の所得、特定口座からの配当所得、繰越損失がある人
- ② 住宅借入金等特別控除適用の1年目の人
- ③ 雑損控除の適用を受ける人
- ④ 令和5年分以前の申告をする人
- ⑤ 青色申告をする人
- ⑥ 所得税の税額控除のうち寄附金税額控除の適用を受ける人
- ⑦ 亡くなった人の申告をする人

日程	受付時間
2月17日(月)～3月17日(月)	午前8時30分～午後4時 (相談開始は午前9時～)

2月14日(金)以前に申告相談をする場合は、事前に電話予約が必要です【いずれも土・日曜日・祝日を除く】

申告相談の注意点

- 入場には、「国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券」または、「当日配付の入場整理券」が必要です。
- 配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。
- 確定申告会場は、スマホ申告を基本とした相談体制となります。
- マイナンバーカードを利用して申告する場合は、パスワード（①数字4桁、②英数字6～16桁）を分かるようにしてお越しください。
- 譲渡所得・贈与税の申告相談などは、下記の相談日に受け付けています。
2月18日(火)～3月13日(木)の毎週火・木曜日と3月17日(月)

国税庁LINE
公式アカウン
トはこちら▼

